

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月8日
【四半期会計期間】	第33期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）
【会社名】	不二サッシ株式会社
【英訳名】	FUJISASH CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 土屋 英久
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市幸区鹿島田1丁目1番2号（新川崎三井ビルディング）
【電話番号】	大代表（044）520-0034
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部総合企画部長 濱高 和長
【最寄りの連絡場所】	神奈川県川崎市幸区鹿島田1丁目1番2号（新川崎三井ビルディング）
【電話番号】	代表（044）520-0733

（注）平成25年11月25日から最寄りの連絡場所は下記に移転する予定です。

東京都品川区西五反田四丁目32番1号（東京日産西五反田ビル2号館）
代表（03）6867-0777

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理本部総合企画部長 濱高 和長

【縦覧に供する場所】 不二サッシ株式会社 東京支店
（東京都品川区西五反田四丁目32番1号（東京日産西五反田ビル2号館））
不二サッシ株式会社 大阪支店
（大阪府大阪市浪速区湊町一丁目4番38号（近鉄新難波ビル））
不二サッシ株式会社 関東支店
（埼玉県さいたま市浦和区北浦和四丁目5番5号（北浦和大栄ビル4階））
不二サッシ株式会社 名古屋支店
（愛知県名古屋市東区泉一丁目9番22号（名古屋B Xビル7階））
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次	第32期 第２四半期連結 累計期間	第33期 第２四半期連結 累計期間	第32期
会計期間	自 平成24年４月１日 至 平成24年９月30日	自 平成25年４月１日 至 平成25年９月30日	自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日
売上高（百万円）	38,101	41,397	92,126
経常利益（百万円）	291	468	2,342
四半期（当期）純利益（百万円）	143	181	3,119
四半期包括利益又は包括利益 （百万円）	24	274	3,528
純資産額（百万円）	6,943	10,720	10,447
総資産額（百万円）	74,675	76,093	78,208
１株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	1.46	1.84	31.75
潜在株式調整後１株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	0.92	1.17	19.93
自己資本比率（％）	9.2	13.9	13.2
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	2,415	357	7,072
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	1,547	585	1,225
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	45	730	2,065
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	8,816	10,108	11,782

回次	第32期 第２四半期連結 会計期間	第33期 第２四半期連結 会計期間
会計期間	自 平成24年７月１日 至 平成24年９月30日	自 平成25年７月１日 至 平成25年９月30日
１株当たり四半期純利益金額 （円）	9.11	8.15

（注）１．当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２．売上高には、消費税等は含まれておりません。

２【事業の内容】

当第２四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第2四半期連結累計期間の当社グループ（当社および連結子会社）を取り巻く事業環境は、当社グループが主力とするビルサッシを中心とした建材事業分野においては市場の回復基調は継続しており堅調に推移したものの、為替の変動等による原材料費の上昇や技能労働者の不足、労務費の上昇など先行きに懸念を残すものとなりました。一方、形材外販事業においては、建材市場向け一般形材が堅調だったことに加え、ソーラー枠などアルミ加工品の受注に努めた結果、売上を伸ばしましたが、市場の競争激化などにより利益面では厳しい状況が続いています。環境事業においては、全国のごみ処理施設の約半数が老朽化による建替えの時期にきており、焼却飛灰処理設備プラントおよびリサイクル設備プラントの受注は順調に伸びています。

このような状況のもと、当社グループは、「中期経営3ヵ年計画（平成23年度～25年度）」を策定し、グループ収益力と財務体質の強化を図り、持続的な成長を目指すべく、グループ全社一丸となって計画の推進に取り組んでいます。

この結果、当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高413億9千7百万円（前年同期比8.7%増）となり、利益面では営業利益6億8千8百万円（前年同期比1億1千9百万円増）、経常利益4億6千8百万円（前年同期比1億7千7百万円増）、四半期純利益1億8千1百万円（前年同期比3千7百万円増）と前年同期と比べ増収増益となりました。

セグメントの業績は以下のとおりであります。

〔建材〕

主力の建材事業においては、マンションや事務所等の着工が堅調に推移するなど建築市場の回復基調が継続する中、利益確保の営業に徹したことに加え、中期経営3ヵ年計画で取り組んでいる改善施策等の効果により、売上高は291億5千4百万円（前年同期比9.2%増）、セグメント利益は8億6千5百万円（前年同期比1億7千万円増）と増収増益になりました。

〔形材外販〕

形材外販事業においては、一般形材が堅調に推移したことに加え、アルミ加工品の受注獲得に努めた結果、売上高は100億9千9百万円（前年同期比8.4%増）と増収になりましたが、セグメント利益は市場競争の激化などにより3億4千7百万円（前年同期比7千2百万円減）と減益になりました。

〔環境〕

環境事業においては、焼却飛灰処理設備プラントおよびリサイクル設備プラントの受注増加に加え、薬剤販売やメンテナンス工事の取り込みに注力した結果、売上高は14億8千1百万円（前年同期比6.0%増）と増収になりました。セグメント利益は4千9百万円（前年同期比2千4百万円減）となりました。

〔その他〕

その他事業には、運送業・不動産業・LED事業等ありますが、売上高は6億6千2百万円（前年同期比2.5%減）、セグメント利益は6千5百万円（前年同期比2百万円減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ16億7千3百万円減少し、当第2四半期連結会計期間末には101億8百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は、3億5千7百万円(前年同期は24億1千5百万円の獲得)となりました。これは主に仕入債務の減少によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、5億8千5百万円(前年同期は15億4千7百万円の使用)となりました。これは主に有形固定資産取得による支出によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、7億3千万円(前年同期は4千5百万円の使用)となりました。これは主に借入金の返済による支出によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、4億9千万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	157,000,000
第2種優先株式	1,500,000
第3種優先株式	1,500,000
計	160,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成25年11月8日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	103,921,459	103,921,459	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数 100株
第2種優先株式(当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。)	1,500,000	1,500,000	非上場	単元株式数 100株 (注)1、2、3、 7
第3種優先株式(当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。)	1,500,000	1,500,000	非上場	単元株式数 100株 (注)4、5、6、 7、8
計	106,921,459	106,921,459	-	-

(注)1. 第2種優先株式(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の特質は以下のとおりであります。

- (1) 普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加します。
- (2) 取得価額の修正の基準及び頻度
修正の基準：東京証券取引所の終値(5連続取引日平均)
修正の頻度：毎月第3金曜日
- (3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
取得価額の下限 103円
取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
29,126,213株(平成25年9月30日現在における第2種優先株式の発行済株式総数1,500,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の28.0%)
- (4) 当社の決定により本優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項が設定されております。

2. 第2種優先株式（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）に関する事項は以下のとおりであります。

（1）権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

「注記3.（4）取得請求権」をご参照ください。

（2）当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

「注記3.（8）普通株式の交付と引換に第2種優先株式の取得を請求する権利」をご参照ください。

3. 第2種優先株式の内容は次のとおりであります。

（1）優先配当金

優先配当金

当社は、期末配当を行うときは、配当起算日以降毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された第2種優先株式を有する株主（以下「第2種優先株主」という。）又は第2種優先株式の登録株式質権者（以下「第2種優先登録株式質権者」という。）に対し、当会社普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び当会社普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第2種優先株式1株につき下記に定める額の剰余金を配当する。

優先配当金の額

第2種優先株式1株当たりの優先配当金（以下「第2種優先配当金」という。）の額は、第2種優先株式の発行価額（2,000円）に、日本円TIBOR（1年物）に0.25%を加算した利率を乗じ、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入した額とする。ただし、計算の結果、200円を超える場合は、第2種優先配当金の額は200円とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、年率修正日において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。ただし、日本円TIBOR（1年物）が公表されない場合は、同日（当日がロンドン銀行営業日でない場合は前ロンドン銀行営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるユーロ円1年物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

「年率修正日」とは、平成18年4月1日を含む事業年度については平成18年4月1日とし、それ以降は支払われるべき第2種優先配当金に係る事業年度の初日とする。当日が、銀行営業日でない場合は前銀行営業日とする。

「銀行営業日」とは、法令等により日本において銀行が休業することを認められ又は義務づけられている日以外の日をいい、「ロンドン銀行営業日」とは、法令等によりロンドンにおいて銀行が休業することを認められ又は義務づけられている日以外の日をいう。

非累積条項

ある事業年度において第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対しては、第2種優先配当金を超えて期末配当を行わない。

（2）残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき2,000円を支払う。

第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対しては、前記分配のほか、残余財産の分配は行わない。

（3）議決権

第2種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

（4）取得請求権

第2種優先株主は、当会社に対し、平成24年7月1日以降毎年7月に発行価額をもって、本優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。一部取得請求の場合は、抽選その他の方法により行う。当会社は、前記の請求（以下「取得請求」という。）がなされた場合に限り、請求がなされた日の属する事業年度の前事業年度における分配可能額の75%を限度として、第2種優先株式の取得をするものとする。

前記の限度額を超えて第2種優先株主及び第3種優先株主からの取得請求があった場合、取得の順位は、第3種優先株式、第2種優先株式とする。

(5) 買受け又は消却

当社は、いつでも第2種優先株式の全部又は一部を買受け、これを株主に配当すべき剰余金をもって当該買受価額により消却を行うことができる。

(6) 取得条項

当社は、法令に定める場合を除き、平成21年4月1日以降いつでもその選択により第2種優先株主及び第2種優先登録株式質権者に対して取得日から1ヵ月以上の事前通知を行った上で、その時点において残存する第2種優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。取得価額は、第2種優先株式1株につき2,000円とする。

(7) 株式の併合又は分割、新株引受権等

当社は、法令に定める場合を除き、第2種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対しては、新株引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(8) 普通株式の交付と引換えに第2種優先株式の取得を請求する権利

取得を請求し得べき期間

第2種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成19年10月1日から平成29年3月29日までとする。

取得の条件

第2種優先株式は、上記の期間中、1株につき下記a.乃至c.に定める取得価額により、当社普通株式に引換えすることができる。

a. 当初取得価額

当初取得価額は、206円とする。

b. 取得価額の修正

平成19年11月1日以降の毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値（気配表示を含む。以下同じ。）のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。以下「修正後取得価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、下記c.で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、修正後取得価額は、第2種優先株式の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後取得価額が103円（以下「下限取得価額」という。ただし、下記c.による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とし、修正後取得価額が412円（以下「上限取得価額」という。ただし、下記c.による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。

c. 取得価額の調整

(a) 当社は、第2種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）をもって取得価額を調整する。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{取得価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{取得価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{既発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額} \\ \hline 1 \text{株当たりの時価} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数} \end{array}}$$

(b) 取得価額調整式により第2種優先株式の取得価額の調整を行う場合及びその調整後の取得価額の適用時期については、次に定めるところによる。

イ. 下記(c)ロに定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行し又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（ただし、当社普通株式に取得される証券もしくは取得できる証券又は当社の普通株式の発行もしくはこれに代えて当社の有する当社の普通株式の移転（以下当社の普通株式の発行又は移転を「交付」という。）を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の引換え又は行使による場合を除く。）。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、また募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

ロ．株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の取得価額は、当該株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。ただし、分配可能額から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該分配可能額の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合には、調整後の取得価額は、当該分配可能額の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、当該株式分割のための基準日の翌日から当該分配可能額の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当会社普通株式を交付する。なお、株券の交付については下記g.の規定を準用する。

$$\text{（調整前取得価額 - 調整後取得価額）} \times \text{調整前取得価額をもって当該期間内に交付された株式数}$$

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整後取得価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

ハ．下記（c）ロに定める時価を下回る価額をもって当会社普通株式に取得される証券もしくは取得できる証券又は当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合

調整後の取得価額は、発行される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の取得価額で引換えられ又は当初の行使価額で行使されたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

（c）イ．取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

ロ．取得価額調整式に使用する時価は、調整後の取得価額を適用する日（ただし、上記（b）ロただし書の場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

ハ．取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また基準日がない場合は調整後の取得価額を適用する日2ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。また、上記（b）ロの場合には、取得価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当会社の有する当会社普通株式に割り当てられる当会社普通株式数を含まないものとする。

二．取得価額調整式により算出された取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は行わないこととする。ただし、次に取得価額の調整を必要とする事由が発生し取得価額を算出する場合は、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて、調整前取得価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

（d）上記（b）の取得価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、必要な取得価額の調整を行う。

イ．株式の併合、資本の減少、会社法第762条に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、又は合併のために取得価額の調整を必要とするとき。

ロ．その他当会社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。

ハ．取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

d．上記b．又はc．により取得価額の修正又は調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の取得価額、修正後又は調整後の取得価額及びその適用の日その他必要な事項を第2種優先株主に通知する。ただし、上記c．（b）ロただし書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

e. 第2種優先株式の取得請求の方法

第2種優先株式の取得請求受付事務は、下記 の取得請求受付場所（以下「取得請求受付場所」という。）においてこれを取扱う。

（a）第2種優先株式を取得請求しようとする第2種優先株主は、当会社の定める取得請求書に、取得請求しようとする第2種優先株式を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、その第2種優先株式の株券を添えて取得を請求し得べき期間中に取得請求受付場所に提出しなければならない。ただし、第2種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

（b）取得請求受付場所に対し取得請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

f. 第2種優先株式の取得請求の効力発生時期

取得請求の効力は、取得請求に要する書類の全部が取得受付場所に到着した日に発生する。

g. 株券の交付方法

当会社は、取得請求の効力発生後すみやかに第2種優先株式の引換えにより発行すべき当会社普通株式の株券を第2種優先株主に交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

h. 第2種優先株式の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当会社は必要な措置を講じる。

i. 引換えにより発行すべき普通株式数

第2種優先株式の引換えにより発行すべき当会社普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{引換えにより} \quad \text{第2種優先株主が引換え請求のために提出した第2種優先株式の発行価額の総額} \\ \text{発行すべき普} = \frac{\text{通株式数}}{\text{取得価額}}$$

引換えにより発行すべき普通株式数の算出に当たっては、1株未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨て、現金による調整は行わない。

取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 本店

（9）普通株式への一斉転換

平成19年10月1日から平成29年3月29日までに取得請求のなかった第2種優先株式は、平成29年3月30日（以下「一斉転換日」という。）をもって取得し、これと引換えに、各第2種優先株主の有する第2種優先株式の発行価額相当額を一斉転換日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、一斉転換日が取引日でない場合には、一斉転換日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、当該平均値が（a）下限取得価額を下回るとき、又は、（b）上限取得価額を上回るときは、各第2種優先株主の有する第2種優先株式の発行価額相当額を、（a）の場合は当該下限取得価額で、（b）の場合は当該上限取得価額で、それぞれ除して得られる数の普通株式を交付する。なお、上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める端数の処理の規定に準じてこれを取扱う。本（9）に基づき第2種優先株式の一斉転換の効力が発生した場合には、当会社は、すみやかに第2種優先株式の取得により発行すべき当会社普通株式の株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

（10）期中の引換え又は一斉転換があった場合の取扱い

第2種優先株式の取得請求により発行された当会社の普通株式に対する最初の期末配当金又は会社法第454条第5項に定められた剰余金の配当（中間配当）については、引換えの請求又は一斉転換が4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日に、それぞれ取得があったものとみなして支払うものとする。

（11）会社法第322条第2項に規定する定款の定め

当会社は、定款に会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

4. 第3種優先株式（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の特質は以下のとおりであります。

- (1) 普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加します。
- (2) 取得価額の修正の基準及び頻度
修正の基準：東京証券取引所の終値（5連続取引日平均）。
修正の頻度：毎年4月1日
- (3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
取得価額の下限 103円
取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
29,126,213株（平成25年9月30日現在における第2種優先株式の発行済株式総数1,500,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の28.0%）
- (4) 当社の決定により本優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項が設定されております。

5. 第3種優先株式（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）に関する事項は以下のとおりであります。

- (1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
「注記6.（4）取得請求権」をご参照ください。
- (2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
「注記6.（8）普通株式の交付と引換に第3種優先株式の取得を請求する権利」をご参照ください。

6. 第3種優先株式の内容は次のとおりであります。

- (1) 優先配当金

優先配当金

当社は、期末配当を行うときは、配当起算日以降毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された第3種優先株式を有する株主（以下「第3種優先株主」という。）又は第3種優先株式の登録株式質権者（以下「第3種優先登録株式質権者」という。）に対し、当会社普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び当会社普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第3種優先株式1株につき下記に定める額の剰余金を配当する。

優先配当金の額

第3種優先株式1株当たりの優先配当金（以下「第3種優先配当金」という。）の額は、第3種優先株式の発行価額（2,000円）に、日本円TIBOR（1年物）に1.0%を加算した利率を乗じ、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入した額とする。ただし、計算の結果、200円を超える場合は、第3種優先配当金の額は200円とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、年率修正日において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。ただし、日本円TIBOR（1年物）が公表されない場合は、同日（当日がロンドン銀行営業日でない場合は前ロンドン銀行営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるユーロ円1年物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

「年率修正日」とは、平成18年4月1日を含む事業年度については平成18年4月1日とし、それ以降は支払われるべき第3種優先配当金に係る事業年度の初日とする。当日が、銀行営業日でない場合は前銀行営業日とする。

「銀行営業日」とは、法令等により日本において銀行が休業することを認められ又は義務づけられている日以外の日をいい、「ロンドン銀行営業日」とは、法令等によりロンドンにおいて銀行が休業することを認められ又は義務づけられている日以外の日をいう。

非累積条項

ある事業年度において第3種優先株主又は第3種優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第3種優先株主又は第3種優先登録株式質権者に対しては、第3種優先配当金を超えて期末配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、第3種優先株主又は第3種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第3種優先株式1株につき2,000円を支払う。

第3種優先株主又は第3種優先登録株式質権者に対しては、前記分配のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

第3種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(4) 取得請求権

第3種優先株主は、当会社に対し、平成21年7月1日以降毎年7月に発行価額をもって、本優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。一部取得請求の場合は、抽選その他の方法により行う。当会社は、前記の請求（以下「取得請求」という。）がなされた場合に限り、請求がなされた日の属する事業年度の前事業年度における分配可能額の75%を限度として、第3種優先株式の取得をするものとする。

前記の限度額を超えて第2種優先株主及び第3種優先株主からの取得請求があった場合、取得の順位は、第3種優先株式、第2種優先株式とする。

(5) 買受け又は消却

当会社は、いつでも第3種優先株式の全部又は一部を買受け、これを株主に配当すべき剰余金をもって当該買受価額により消却を行うことができる。

(6) 取得条項

当会社は、法令で定める場合を除き、平成27年4月1日以降いつでもその選択により第3種優先株主及び第3種優先登録株式質権者に対して、取得日から1ヵ月以上の事前通知を行った上で、その時点において残存する第3種優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。

取得価額は、1株につき2,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。前記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数で日割計算した額とする。

(7) 株式の併合又は分割、新株引受権等

当会社は、法令に定める場合を除き、第3種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当会社は、第3種優先株主又は第3種優先登録株式質権者に対しては、新株引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(8) 普通株式の交付と引換えに第 3 種優先株式の取得を請求する権利

取得を請求し得べき期間

第 3 種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成21年 4 月 1 日から平成29年 3 月29日までとする。

取得の条件

第 3 種優先株式は、上記 の期間中、1 株につき下記 a . 乃至 c . に定める取得価額により、当会社普通株式に引換えすることができる。

a . 当初取得価額

当初取得価額は、206円とする。

b . 取得価額の修正

平成22年 4 月 1 日以降の毎年 4 月 1 日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の 5 連続取引日（ただし、終値（気配表示を含む。以下同じ。）のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの 5 連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てる。以下「修正後取得価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、下記 c . で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、修正後取得価額は、第 3 種優先株式の要項に従い当会社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後取得価額が103円（以下「下限取得価額」という。ただし、下記 c . による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とし、修正後取得価額が412円（以下「上限取得価額」という。ただし、下記 c . による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。

c . 取得価額の調整

(a) 当会社は、第 3 種優先株式の発行後、下記 (b) に掲げる各事由により当会社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）をもって取得価額を調整する。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{取得価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{取得価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{既発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額} \\ \hline 1 \text{株当たりの時価} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数} \end{array}}$$

(b) 取得価額調整式により第 3 種優先株式の取得価額の調整を行う場合及びその調整後の取得価額の適用時期については、次に定めるところによる。

イ . 下記 (c) ロに定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行し又は当会社の有する当会社普通株式を処分する場合（ただし、当会社普通株式に取得される証券もしくはは取得できる証券又は当会社の普通株式の発行もしくはこれに代えて当会社の有する当会社の普通株式の移転（以下当会社の普通株式の発行又は移転を「交付」という。）を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の引換え又は行使による場合を除く。）。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、また募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

ロ . 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の取得価額は、当該株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。ただし、分配可能額から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該分配可能額の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合には、調整後の取得価額は、当該分配可能額の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、当該株式分割のための基準日の翌日から当該分配可能額の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当会社普通株式を交付する。なお、株券の交付については下記 g . の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前取得価額} - \text{調整後取得価額}) \times \text{調整前取得価額をもって当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後取得価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

八．下記（ｃ）ロに定める時価を下回る価額をもって当会社普通株式に取得される証券もしくは取得できる証券又は当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合

調整後の取得価額は、発行される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の取得価額で引換えられ又は当初の行使価額で行使されたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

（ｃ）イ．取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

ロ．取得価額調整式に使用する時価は、調整後の取得価額を適用する日（ただし、上記（ｂ）ロただし書の場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

ハ．取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また基準日がない場合は調整後の取得価額を適用する日2ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。また、上記（ｂ）ロの場合には、取得価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当会社の有する当会社普通株式に割り当てられる当会社普通株式数を含まないものとする。

二．取得価額調整式により算出された取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまる場合は、取得価額の調整は行わないこととする。ただし、次に取得価額の調整を必要とする事由が発生し取得価額を算出する場合は、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて、調整前取得価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

（ｄ）上記（ｂ）の取得価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、必要な取得価額の調整を行う。

イ．株式の併合、資本の減少、会社法第762条に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、又は合併のために取得価額の調整を必要とするとき。

ロ．その他当会社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。

ハ．取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

ｄ．上記ｂ．又はｃ．により取得価額の修正又は調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の取得価額、修正後又は調整後の取得価額及びその適用の日その他必要な事項を第3種優先株主に通知する。ただし、上記ｃ．（ｂ）ロただし書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

e. 第3種優先株式の取得請求の方法

第3種優先株式の取得請求受付事務は、下記 の取得請求受付場所（以下「取得請求受付場所」という。）においてこれを取扱う。

（a）第3種優先株式を取得請求しようとする第3種優先株主は、当会社の定める取得請求書に、取得請求しようとする第3種優先株式を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、その第3種優先株式の株券を添えて取得を請求し得べき期間中に取得請求受付場所に提出しなければならない。ただし、第3種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

（b）取得請求受付場所に対し取得請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

f. 第3種優先株式の取得請求の効力発生時期

取得請求の効力は、取得請求に要する書類の全部が取得受付場所に到着した日に発生する。

g. 株券の交付方法

当会社は、取得請求の効力発生後すみやかに第3種優先株式の引換えにより発行すべき当会社普通株式の株券を第3種優先株主に交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

h. 第3種優先株式の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当会社は必要な措置を講じる。

i. 引換えにより発行すべき普通株式数

第3種優先株式の引換えにより発行すべき当会社普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{引換えにより発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第3種優先株主が引換え請求のために提出した第3種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$$

引換えにより発行すべき普通株式数の算出に当たっては、1株未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨て、現金による調整は行わない。

取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 本店

（9）普通株式への一斉転換

平成21年4月1日から平成29年3月29日までに取得請求のなかった第3種優先株式は、平成29年3月30日（以下「一斉転換日」という。）をもって取得し、これと引換えに、各第3種優先株主の有する第3種優先株式の発行価額相当額を一斉転換日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、一斉転換日が取引日でない場合には、一斉転換日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、当該平均値が（a）下限取得価額を下回るとき、又は、（b）上限取得価額を上回るときは、各第3種優先株主の有する第3種優先株式の発行価額相当額を、（a）の場合は当該下限取得価額で、（b）の場合は当該上限取得価額で、それぞれ除して得られる数の普通株式を交付する。なお、上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める端数の処理の規定に準じてこれを取扱う。本（9）に基づき第3種優先株式の一斉転換の効力が発生した場合には、当会社は、すみやかに第3種優先株式の取得により発行すべき当会社普通株式の株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

（10）期中の引換え又は一斉転換があった場合の取扱い

第3種優先株式の取得請求により発行された当会社の普通株式に対する最初の期末配当金又は会社法第454条第5項に定められた剰余金の配当（中間配当）については、引換えの請求又は一斉転換が4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日に、それぞれ取得があったものとみなして支払うものとする。

(1 1) 会社法第322条第 2 項に規定する定款の定め

当会社は、定款に会社法第322条第 2 項に規定する定めはありません。

7 . 当会社は、定款において優先株式が剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先すること、並びに普通株式を対価とする取得請求権が付されていること等の株式の内容との関係から、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない旨定めております。

8 . 平成25年10月31日現在において、第 3 種優先株式の発行数には、300,000株の自己名義株式が含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第 2 四半期連結会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券に係る新株予約権が次のとおり行使されております。

第 3 種優先株式

	第 2 四半期会計期間 (平成25年 7 月 1 日から 平成25年 9 月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数 (個)	300,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数 (株)	5,586,592
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等 (円)	107.4
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額 (百万円)	-
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計 (個)	300,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数 (株)	5,586,592
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等 (円)	107.4
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額 (百万円)	-

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成25年 9 月18日 (注)	5,586	106,921	-	1,709	-	791

(注) 野村證券株式会社からの第 3 種優先株式300,000株の取得請求に伴い、同社に対し普通株式5,586,592株が発行されております。

(6) 【大株主の状況】

平成25年 9 月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
文化シャッター株式会社	東京都文京区西片1-17-3	29,626.2	27.71
大栄不動産株式会社	東京都中央区日本橋室町1-1-8	5,349.4	5.00
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2-2-1	3,357.5	3.14
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1-9-1	3,095.9	2.90
株式会社 S B I 証券	東京都港区六本木1-6-1	2,540.7	2.38
蛇の目ミシン工業株式会社	東京都八王子市狭間町1463	2,100.0	1.96
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	1,505.4	1.41
不二サッシ社員持株会	神奈川県川崎市幸区鹿島田1-1-2	1,484.2	1.39
三井物産株式会社	東京都千代田区大手町1-2-1	1,474.0	1.38
株式会社埼玉りそな銀行	埼玉県さいたま市浦和区常盤7-4-1	1,438.4	1.35
計	-	51,971.7	48.61

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

平成25年 9 月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合 (%)
文化シャッター株式会社	東京都文京区西片1-17-3	296,262	28.59
大栄不動産株式会社	東京都中央区日本橋室町1-1-8	53,494	5.16
株式会社 S B I 証券	東京都港区六本木1-6-1	25,407	2.45
蛇の目ミシン工業株式会社	東京都八王子市狭間町1463	21,000	2.03
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1-9-1	18,958	1.83
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2-2-1	18,574	1.79
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	15,054	1.45
不二サッシ社員持株会	神奈川県川崎市幸区鹿島田1-1-2	14,842	1.43
三井物産株式会社	東京都千代田区大手町1-2-1	14,740	1.42
株式会社埼玉りそな銀行	埼玉県さいたま市浦和区常盤7-4-1	14,384	1.39
計	-	492,715	47.54

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第2種優先株式 1,500,000 第3種優先株式 1,500,000	-	優先株式の内容は、(1)株式の総数等 発行済株式の注記を参照
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 73,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 103,623,700	1,036,237	-
単元未満株式	普通株式 224,459	-	-
発行済株式総数	106,921,459	-	-
総株主の議決権	-	1,036,237	-

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
不二サッシ株式会社	神奈川県川崎市幸区鹿島田1丁目1番2号(新川崎三井ビルディング)	60,300	-	60,300	0.06
株式会社大鷹製作所	愛知県名古屋市守山区大字上志段味1200番地	13,000	-	13,000	0.01
計	-	73,300	-	73,300	0.07

- (注) 1. 上記のほか株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,500株あります。
(昭和56年10月1日に吸収合併した不二サッシ販売株式会社名義900株を含む。)なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」に1,500株含まれております。
2. 上記のほか株主名簿上は関係会社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が100株あります。
なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」に100株含まれております。
3. 「発行済株式」の無議決権株式のうち、第3種優先株式300,000株は自己株式であります。
4. 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の計算には、自己株式の優先株式300,000株は含まれておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、東陽監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年 3 月31日)	当第 2 四半期連結会計期間 (平成25年 9 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,763	11,079
受取手形及び売掛金	19,293	³ 15,874
商品及び製品	1,223	1,251
仕掛品	12,443	15,378
原材料及び貯蔵品	3,256	3,357
販売用不動産	210	208
繰延税金資産	784	799
その他	1,438	³ 1,586
貸倒引当金	946	904
流動資産合計	50,466	48,632
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	35,653	⁴ 35,749
減価償却累計額及び減損損失累計額	28,550	28,797
建物及び構築物（純額）	7,103	6,952
機械装置及び運搬具	43,740	⁴ 43,897
減価償却累計額及び減損損失累計額	41,905	41,821
機械装置及び運搬具（純額）	1,835	2,075
土地	13,158	13,203
リース資産	382	434
減価償却累計額	136	172
リース資産（純額）	246	261
建設仮勘定	861	220
その他	14,057	⁴ 13,346
減価償却累計額及び減損損失累計額	13,695	12,907
その他（純額）	362	438
有形固定資産合計	23,567	23,153
無形固定資産		
その他	168	163
無形固定資産合計	168	163
投資その他の資産		
投資有価証券	1,951	2,104
長期貸付金	41	36
繰延税金資産	643	553
その他	2,127	2,164
貸倒引当金	757	714
投資その他の資産合計	4,006	4,144
固定資産合計	27,742	27,461
資産合計	78,208	76,093

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年 3 月31日)	当第 2 四半期連結会計期間 (平成25年 9 月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	19,198	15,101
短期借入金	21,907	20,783
リース債務	87	95
未払法人税等	178	185
前受金	7,046	9,696
役員賞与引当金	4	-
工事損失引当金	93	137
資産除去債務	98	109
その他	3,241	2,532
流動負債合計	51,855	48,643
固定負債		
長期借入金	2,749	3,181
リース債務	175	183
繰延税金負債	159	158
再評価に係る繰延税金負債	447	447
退職給付引当金	11,557	11,943
資産除去債務	179	176
その他	636	637
固定負債合計	15,905	16,729
負債合計	67,760	65,372
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,709	1,709
資本剰余金	814	814
利益剰余金	6,530	6,712
自己株式	8	8
株主資本合計	9,046	9,227
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	202	309
土地再評価差額金	1,471	1,471
為替換算調整勘定	396	417
その他の包括利益累計額合計	1,277	1,362
少数株主持分	123	130
純資産合計	10,447	10,720
負債純資産合計	78,208	76,093

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
売上高	¹ 38,101	¹ 41,397
売上原価	32,394	35,235
売上総利益	5,707	6,162
販売費及び一般管理費	² 5,138	² 5,473
営業利益	568	688
営業外収益		
受取利息	12	13
受取配当金	20	34
受取保険金	13	3
受取賃貸料	15	14
その他	45	56
営業外収益合計	108	123
営業外費用		
支払利息	318	280
手形売却損	24	12
持分法による投資損失	8	11
その他	33	38
営業外費用合計	385	342
経常利益	291	468
特別利益		
固定資産売却益	7	9
国庫補助金	-	568
その他	-	1
特別利益合計	7	579
特別損失		
固定資産除却損	18	31
災害による損失	-	40
環境対策費	9	-
固定資産圧縮損	-	568
その他	14	10
特別損失合計	42	651
税金等調整前四半期純利益	256	397
法人税等	91	207
少数株主損益調整前四半期純利益	164	189
少数株主利益	20	8
四半期純利益	143	181

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	164	189
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	68	106
為替換算調整勘定	71	21
その他の包括利益合計	139	84
四半期包括利益	24	274
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	7	267
少数株主に係る四半期包括利益	17	7

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	256	397
減価償却費	754	742
減損損失	6	-
貸倒引当金の増減額 (は減少)	268	80
役員賞与引当金の増減額 (は減少)	2	4
退職給付引当金の増減額 (は減少)	273	388
工事損失引当金の増減額 (は減少)	103	44
受取利息及び受取配当金	33	47
支払利息	318	280
持分法による投資損益 (は益)	8	11
固定資産除売却損益 (は益)	7	9
固定資産除却損	18	31
投資有価証券評価損益 (は益)	0	-
売上債権の増減額 (は増加)	5,384	3,392
たな卸資産の増減額 (は増加)	4,414	3,076
仕入債務の増減額 (は減少)	3,248	4,087
前受金の増減額 (は減少)	3,978	2,650
その他	138	555
小計	2,782	77
利息及び配当金の受取額	35	49
利息の支払額	323	280
法人税等の支払額	79	205
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,415	357
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	331	158
定期預金の払戻による収入	248	166
有形固定資産の取得による支出	1,320	590
有形固定資産の売却による収入	7	11
投資有価証券の取得による支出	65	5
その他	86	8
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,547	585
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (は減少)	662	1,244
長期借入れによる収入	1,577	1,725
長期借入金の返済による支出	924	1,161
その他	36	49
財務活動によるキャッシュ・フロー	45	730
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	0
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	820	1,673
現金及び現金同等物の期首残高	7,996	11,782
現金及び現金同等物の四半期末残高	¹ 8,816	¹ 10,108

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

下記の会社の金融機関等からの借入等に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)		当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
社会福祉法人メイプル	16百万円	社会福祉法人メイプル	11百万円
その他	0	その他	0
計	16	計	11

2 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
受取手形割引高	1,677百万円	713百万円
受取手形裏書譲渡高	145	110

3 手形債権流動化

手形債権の一部を譲渡し債権の流動化を行っております。

尚、受取手形の流動化に伴い、信用補完目的の留保金額を流動資産「その他」に含めて表示しております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
受取手形の流動化による譲渡高	- 百万円	1,420百万円
信用補完目的の保留金額	-	239

4 国庫補助金等の受領により、固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
建物及び構築物	- 百万円	98百万円
機械装置及び運搬具	-	469
その他	-	0
計	-	568

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

1 当社グループでは、第2四半期及び第4四半期に売上計上が集中する傾向があるため、第2四半期連結会計期間の売上高は、第1四半期及び第3四半期連結会計期間の売上高と比べ著しく高くなっております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日至平成25年9月30日)
給料手当	2,086百万円	2,194百万円
貸倒引当金繰入額	50	35
退職給付費用	294	288

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
現金及び預金勘定	10,419百万円	11,079百万円
預入期間が 3 ヶ月を超える定期預金	1,602	970
現金及び現金同等物	8,816	10,108

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)

1 . 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位 : 百万円)

	報告セグメント				その 他 (注)	合計
	建材	形材外販	環境	計		
売上高						
外部顧客に対する売上高	26,710	9,312	1,398	37,421	679	38,101
セグメント間の内部売上高又は振替高	149	4,117	-	4,267	1,429	5,697
計	26,860	13,430	1,398	41,689	2,109	43,798
セグメント利益	695	419	74	1,189	67	1,257

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、「不動産」、「運送」、「保管管理」、「各種金属の表面処理」、「LED商品」等を含んでおります。

2 . 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容 (差異調整に関する事項)

(単位 : 百万円)

利益	金額
報告セグメント計	1,189
「その他」の区分の利益	67
セグメント間取引消去	52
全社費用 (注)	741
四半期連結損益計算書の営業利益	568

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

当第2四半期連結累計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	建材	形材外販	環境	計		
売上高						
外部顧客に対する売上高	29,154	10,099	1,481	40,735	662	41,397
セグメント間の内部売上高又は振替高	142	4,145	-	4,288	1,326	5,614
計	29,297	14,244	1,481	45,024	1,988	47,012
セグメント利益	865	347	49	1,262	65	1,328

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、「不動産」、「運送」、「保管管理」、「LED商品」等を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	1,262
「その他」の区分の利益	65
セグメント間取引消去	81
全社費用（注）	721
四半期連結損益計算書の営業利益	688

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	1円46銭	1円84銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (百万円)	143	181
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	143	181
普通株式の期中平均株式数 (千株)	98,271	98,667
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	92銭	1円17銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
(うち支払利息 (税額相当額控除後) (百万円))	(-)	(-)
(うち事務手数料 (税額相当額控除後))	(-)	(-)
普通株式増加数 (千株)	58,252	56,326
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月7日

不二サッシ株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 野口 准史 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 恩田 正博 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている不二サッシ株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、不二サッシ株式会社及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。